

パーソナルデータに関する検討会について

平成25年12月

内閣官房

情報通信技術(IT)総合戦略室

1. パーソナルデータに関する検討会について

パーソナルデータ利活用環境整備を行うため、監視・監督、苦情・紛争処理機能を有する第三者機関の設置を含む、新たな法的措置も視野に入れた制度見直し方針を年内に策定。

※年明け以降は、制度見直し方針に基づく新たな法的措置の内容について検討予定。

座長 : 堀部政男 一橋大学名誉教授
委員 : 研究者、弁護士、消費者、経済界から人選
オブザーバ : 消費者庁
事務局 : 内閣官房 IT総合戦略室、総務省、経済産業省

検討会の論点 :

- (1) パーソナルデータの利活用の基本的枠組みの明確化
- (2) パーソナルデータの利活用ルール の在り方
- (3) パーソナルデータの保護を有効に機能させるための仕組みの在り方
- (4) 独立した第三者機関の設置についての考え方整理
- (5) 罰則等

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 (IT総合戦略本部)

新戦略推進専門調査会

各府省情報化統括
責任者(CIO)連絡会議

電子行政オープンデータ
実務者会議

パーソナルデータに
関する検討会

技術検討WG

情報セキュリティ政策会議

伊藤 清彦	公益社団法人経済同友会常務理事
宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
金丸 恭文	フューチャーアーキテクト株式会社代表取締役会長兼社長
佐藤 一郎	国立情報学研究所アーキテクチャ科学研究系教授
穴戸 常寿	東京大学大学院法学政治学研究科教授
新保 史生	慶應義塾大学総合政策学部教授
鈴木 正朝	新潟大学法科大学院教授
滝 久雄	株式会社ぐるなび代表取締役会長
長田 三紀	全国地域婦人団体連絡協議会事務局次長
堀部 政男	一橋大学名誉教授
松岡 万里野	財団法人日本消費者協会会長
椋田 哲史	一般社団法人日本経済団体連合会常務理事
森 亮二	英知法律事務所弁護士
安岡 寛道	株式会社野村総合研究所上級コンサルタント
山本 隆一	東京大学大学院情報学環・学際情報学府准教授

2. パーソナルデータに関する検討会で検討すべき論点

- ICTが飛躍的に進歩し、個人に関連した情報の蓄積量が急速に拡大する中で、消費者意識の変化、データの扱い方の変化、企業活動のグローバル化などの環境変化に伴う課題に対応する必要があるのではないかと。

現状と課題

I. プライバシー意識の高い消費者の増加

- ・プライバシーに関する考え方が社会に広く浸透し、現行法を超えた対応を求めるケースも存在。
- ・また、消費者の要求も個人によって異なる。

企業は、プライバシー保護の観点から、どのような措置をとれば十分か判断できず、データ利活用を萎縮。

II. データの使い方の変化

- ・技術向上を背景に、データ利活用による社会課題解決、新ビジネス創出等へ期待が高まっている。
- ・その結果、想定外の目的での利活用や、他事業者と連携した利活用など、データの使い方が変化。

- ・個人情報の定義の曖昧さ(匿名化情報の取扱い等)
 - ・利用目的拡大・第三者提供に係る手続き面の煩雑さ
- といった点が、円滑な利活用を進める上での課題に。

III. 企業活動のグローバル化

- ・企業活動がグローバル化し、国境を越えて多くのデータが流通する時代に。

- ・我が国の規制は欧州から不十分と指摘されており、企業が欧州からデータ移転することを制限されている。
- ・国内法が海外事業者には及ばない。等の課題が生じている。

論点

(1)
パーソナルデータの利活用の
基本的枠組みの明確化

(2)
パーソナルデータの利活用ルールの
在り方

(3)
パーソナルデータの保護を有効に
機能させるための仕組みの
在り方

(4)
独立した第三者機関の設置に
ついても考え方の整理

(5)
罰則等